

福岡県公報

平成21年5月8日
第2962号

目次

告示(第791号 - 第803号)

| | | | |
|--------------------------------|-----------|-------|----|
| 土地改良区の換地処分 | (農村整備課) | | 1 |
| 福岡県営都市公園に係る手数料の徴収事務の委託 | (公園街路課) | | 1 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | | 2 |
| 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 | (都市計画課) | | 2 |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) | | 2 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | | 3 |
| 介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定 | (介護保険課) | | 3 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請 | (社会活動推進課) | | 4 |
| 公共測量の実施 | (県土整備総務課) | | 4 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | | 4 |
| 道路の供用の開始 | (道路維持課) | | 5 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | | 5 |
| 道路の供用の開始 | (道路維持課) | | 5 |
| 公 告 | | | |
| 一般競争入札の実施 | (警察本部会計課) | | 6 |
| 選挙管理委員会 | | | |
| 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体 | (市町村支援課) | | 8 |
| 公安委員会 | | | |
| 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 | (警察本部警務課) | | 11 |

告 示

福岡県告示第791号

土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公告する。

平成21年5月8日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土地改良区名 | 換地処分をした地域 | 換地処分年月日 |
|----------|------------------------|------------|
| 大新地土地改良区 | 田川郡大任町大字今任原 (大新地地区) | 平成21年4月16日 |

福岡県告示第792号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福岡県営都市公園に係る手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年5月8日

福岡県知事 麻 生 渡

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 委託期間 |
|-----------------------|-------------------|--------------------------------|-------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 福岡県営東公園 | 福岡市東区若宮5丁目9番8号 | 株式会社小山千緑園 | 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで |
| 福岡県営西公園 | 福岡市中央区大手門2丁目1番10号 | にしてつグループ公園管理団体(代表団体西鉄グリーン株式会社) | 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで |
| 福岡県営大濠公園(大濠公園能楽堂を除く。) | | | |
| 福岡県営名島運動公園 | 宗像市三郎丸1丁目1番46号 | 宗像緑地建設株式会社 | 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで |

| | | | |
|----------------------------|------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 福岡県営天神中央公園（旧福岡県公会堂貴賓館を除く。） | 福岡市中央区渡辺通5丁目4番3号 | JMK・都市造園グループ（代表団体 株式会社都市造園） | 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで |
| 福岡県営春日公園 | 福岡市博多区千代1丁目17番1号 | 西部ガス・ファイブ共同事業体（代表団体 西部瓦斯株式会社） | 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで |

福岡県告示第793号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年5月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市椿856番2、942番2、943番2及び964番2、並びに字川ノ元215番1から215番12まで、216番1、216番3から216番7まで、217番1、217番2、217番4及び217番16から217番29まで、並びに字御供田218番9
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区高砂2丁目8番1号
セキスイハイム九州株式会社 代表取締役 村上 和正

福岡県告示第794号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、久山町上久原土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成21年5月8日

福岡県知事 麻生 渡

就任した理事

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|-----------------|
| 實 淵 晟 | 糟屋郡久山町大字久原508番地 |

| | |
|---------|------------------|
| 久 芳 軍 治 | 糟屋郡久山町大字久原357番地2 |
| 久 芳 博 文 | 糟屋郡久山町大字久原853番地 |
| 阿 部 正 信 | 糟屋郡久山町大字久原902番地1 |
| 安 川 勝 | 糟屋郡久山町大字久原658番地 |
| 久 芳 昭 一 | 糟屋郡久山町大字久原420番地 |
| 實 淵 和 敏 | 糟屋郡久山町大字久原524番地 |
| 來 原 貢 | 糟屋郡久山町大字久原780番地1 |
| 矢 山 哲 也 | 糟屋郡久山町大字久原1261番地 |

福岡県告示第795号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年5月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ホームプラザナフコ飯塚南資材館
 - (2) 所在地 福岡県飯塚市椿89番9
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
 - (4) 騒音の発生に係る事項

騒音の発生について十分な注意をお願いします。また、住民からの苦情には、誠意ある対応をお願いします。

(5) 廃棄物に係る事項等

一般廃棄物の排出については飯塚市の分別基準に従って適正に分別、保管し、指定袋に収納するとともに、収集、運搬に関しては市の許可業者（穂波地区・藤本組）との契約をお願いします。

(6) 街並みづくり等への配慮等

飯塚市都市計画課では、「飯塚市都市景観条例」第18条第1項の大規模建築物等の新築等の届出が必要です。また、店舗名等を表示する広告物については、「福岡県屋外広告物条例」による許可が必要です。

(7) その他

市道の出入り口については、道路上の側溝及び舗装等が破損する恐れがある場合は、事前に補強等を行い、支障のないようにしてください。

また、施工前には、事前に諸申請を行い、許可を得て施工してください。（土木管理課意見）

整地工事に際し、隣接の農業用施設（水路）に土砂等が流入しないよう、予防願います。農業用施設（水路）に損傷を与えた場合は、原型復旧願います。（農林課意見）

福岡県告示第796号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年5月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字酒殿1470 - 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町花ヶ浦4 - 8 - 25 - 202
小西 武志

福岡県告示第797号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6第1号の規定により次のように公示する。

平成21年5月8日

福岡県知事 麻生 渡

| 事務所の名称及び所在地 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 | 指 定 年月日 | 受託事務の種類 | 居宅サービス等の提供の有無 |
|--|--|---|---------|-----------|---------------|
| 株式会社福祉サービス評価機構 本社 福岡県福岡市博多区博多駅南4丁目2番10号南近代ビル5階 | 株式会社福祉サービス評価機構 福岡県福岡市博多区博多駅南4丁目2番10号南近代ビル5階 | 奥住 文明 昭和27年10月14日 福岡県福岡市桜坂3丁目8番36-304号 代表取締役 | H21.4.1 | 要介護認定調査事務 | 無 |
| 株式会社福祉サービス評価機構 筑紫ラボラトリー 福岡県大野城市曙町3丁目3番1号藤ビル2階 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 株式会社福祉サービス評価機構 宗像ラボラトリー 福岡県福津市手光南1丁目2番18号司書ビル1階 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 株式会社アールツエス 福岡県福岡市博多区元町1丁目6番16号高倉ビル2階 | 株式会社アールツエス 福岡県福岡市博多区元町1丁目6番16号高倉ビル2階 | 森 慎吾 昭和54年6月27日 福岡県福岡市南区大橋3丁目17番7-204号 代表取締役 | H21.4.1 | 〃 | 〃 |

福岡県告示第798号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年5月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年4月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人人生再生相談センター

(2) 代表者の氏名

市丸 一美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市西区上山門1丁目8番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、住宅ローンの延滞に苦しむ方やクレジット・サラ金等の被害に苦しむ方々に対して、消費生活に関する様々な分野の専門家や団体と連携しながら、その解決方法と根本的な生活の建て直しに取り組むべく情報提供活動、調査研究、無料相談活動を行い、被害者の救済を目指し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第799号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平21年5月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域 | 実施期間 |
|-----------------|------------------------------|
| 北九州市八幡東区桃園一丁目地内 | 平成21年4月15日から 平成21年5月30日まで |

福岡県告示第800号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年5月8日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|--------|-------|----------------|-------|---------------------------------------|-----------------|--------------|
| 久留米 | 県道 | 吉井久留米線 自転車道 | 前 | うきは市吉井町橘田672番2先から 同市吉井町八和田173番2先まで | 5.0 ～ 9.1 | 360.0 |
| | | | 前 | 同上 | 5.1 ～ 9.0 | 383.0 |
| | | | 後 | 同上 | 5.0 ～ 9.1 | 360.0 |
| | | | 前 | 久留米市北野町大城318番3先から 同市北野町大城293番1先まで | 3.0 ～ 4.6 | 151.0 |

| | | | | | | |
|-----|----|----------------|---|---------------------------------------|-----------------|-------|
| 久留米 | 県道 | 吉井久留米線 自転車道 | 前 | 同上 | 3.0 ~ 3.0 | 134.2 |
| | | | 後 | 同上 | 3.0 ~ 4.6 | 151.5 |
| 久留米 | 県道 | 吉井久留米線 自転車道 | 前 | 久留米市北野町金島2354番1先から 同市北野町大城318番3先まで | 3.0 ~ 4.6 | 131.0 |
| | | | 後 | 同上 | 3.0 ~ 4.6 | 131.0 |
| | | | 後 | 同上 | 3.0 ~ 4.6 | 122.0 |

福岡県告示第801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年5月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年5月8日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------|----------------|--------------------------------------|
| 久留米 | 吉井久留米線 自転車道 | 久留米市北野町大城318番3先から 同市北野町大城293番1先まで |

福岡県告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年5月8日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|--------|-------|------------|-------|--|--------------------|--------------|
| 朝倉 | 県道 | 八香女春線 | 前 | 朝倉郡東峰村大字宝珠山3048番1先から 同郡同村大字宝珠山4086番3先まで | 10.5 ~ 45.0 | 1,320.0 |
| | | | 後 | 同上 | 6.0 ~ 45.0 | 1,320.0 |
| 飯塚 | 県道 | 飯塚線 大野城 | 前 | 飯塚市内住1045番4先から 同市内住2068番10先まで | 19.7 ~ 44.0 | 310.0 |
| | | | 後 | 同上 | 22.0 ~ 102.0 | 310.0 |

福岡県告示第803号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年5月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年5月8日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------|-----|---------|
| | | |

| | | |
|----|-----------|--|
| 朝倉 | 八女線 香春 | 朝倉郡東峰村大字宝珠山4067番1先から 同郡同村大字宝珠山4086番3先まで |
|----|-----------|--|

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年5月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

教養指導報告書ほか 印刷 計31点

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成21年6月29日(月)

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成21年5月21日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

| 大 分 類 | 中 分 類 | 業 種 名 | 等 級 |
|-------|-------|-------|-----|
|-------|-------|-------|-----|

| | | | |
|----|----|------|---------|
| 03 | 01 | 軽印刷 | A A、A、B |
| 03 | 02 | 活版印刷 | |
| 03 | 04 | 製本 | |

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

(6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成21年5月8日(金)から平成21年5月18日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(4) 提出方法

直接又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

- 6 入札参加の確認結果の通知
5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。
- 7 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 8 入札説明書の交付
(1) 期間等
平成21年5月8日(金)から平成21年5月18日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで
(2) 場所
4の部局とする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限
(1) 提出場所
4の部局とする。
(2) 受領期限
平成21年5月21日(木)午後5時45分
(3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- 11 開札の場所及び日時
(1) 場所
福岡県警察本部地下1階入札室
(2) 日時
平成21年5月22日(金)午前10時00分
- 12 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はそ

の代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）又は虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第49号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成21年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成21年5月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

(政党以外のその他の政治団体)

| 団体名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所所在地 |
|------------|--------|---------|---------------------|
| 相原光成後援会 | 相原光成 | 渡部 勲 | 行橋市南大橋3丁目9-15 |
| 安高一夫後援会 | 安高一夫 | 安高一夫 | 遠賀郡芦屋町大字芦屋650 |
| あめもり正二郎後援会 | 野中 稔 | 角田 昭一郎 | 八女郡広川町大字川上300雨森喜美男宅 |
| 荒木行也後援会 | 荒木行也 | 荒木行也 | みやま市高田町黒崎開848 |
| 糸井十九二後援会 | 末松 小一郎 | 多部田 登記子 | 筑紫郡那珂川町今光3丁目179 |
| 伊藤法博後援会 | 高口 昭次 | 北原 悟 | 柳川市上宮永町618-1 |
| 入江てつや後援会 | 入江 哲也 | 田中 康男 | 八女郡立花町大字白木3127-3 |
| うめだ親義後援会 | 梅田 親義 | 梅田 秀俊 | 飯塚市鹿毛馬1111 |

| | | | |
|----------------------|------|-------|-----------------------------|
| うらた吉彦後援会 | 山本義之 | 浦田吉雄 | 嘉麻市嘉穂才田956-1 |
| おおむた市民党 未来へつなぐ道の会 | 吉田康孝 | 田島哲也 | 大牟田市今山2590 |
| 岡垣グリーンプラン | 松井弘彦 | 松井征子 | 遠賀郡岡垣町東高陽3丁目13-1 |
| おかべ・あぐる後援会 | 大津幹雄 | 東度生 | みやま市瀬高町太神747 |
| 岡優吉後援会 | 熊川正彰 | 熊川和子 | みやま市瀬高町松田1290 |
| 岡義章後援会 | 岡義章 | 古賀敏行 | 大川市三丸1532 |
| 小串龍治後援会 | 小串龍治 | 土居直美 | 福岡市南区井尻3丁目6-21 |
| 押川政経調査事務所 | 押川吉男 | 宮原文徳 | 福岡市博多区住吉4丁目5-3丸ビル4F |
| 小田正生後援会 | 大塚軍治 | 村上誠 | 嘉麻市上山田1161-23 |
| 梶原こうじ後援会 | 梶原康嗣 | 梶原優子 | 朝倉市杷木池田267-1 |
| かすが好則後援会 | 春日好則 | 春日スマ子 | 前原市大字神在1116-1 |
| かとうよりこ後援会 | 花等順子 | 花等順子 | 三井郡大刀洗町本郷3240-6 |
| 椛島はやと後援会 | 富安治夫 | 村田茂 | 柳川市沖端町82 |
| 工藤まさよし後援会 | 角本仁一 | 工藤かすみ | 築上郡築上町大字高塚749-1 |
| 建設環境総合研究会 | 押川吉男 | 宮原文徳 | 福岡市博多区住吉4丁目5-3 |
| 玄洋聖恩会 | 横道忠臣 | 横道忠臣 | 福岡市博多区博多駅南6丁目8-30トピレック博多105 |
| 小泉ひろし後援会 | 小泉大 | 小泉淳子 | 前原市南風台5丁目9-11 |
| こじま眞治後援会 | 高松勝 | 高松富美子 | 糟屋郡宇美町とびたけ2丁目12-405 |

| | | | |
|-------------|-------|-------|---------------------|
| 城島功後援会 | 前田康宏 | 多賀谷昭一 | 飯塚市川津539-5 |
| 志龍会 | 徳澤忠良 | 荻原英夫 | 糟屋郡志免町志免中央3丁目2-10 |
| 杉野重敏後援会 | 杉野重敏 | 杉野重敏 | みやま市高田町江浦1242 |
| 角和則後援会 | 角征夫 | 角久美子 | 八女市川犬1327-1 |
| 政治結社自由民権同志会 | 上條利雄 | 田浦耕治 | 福岡市博多区住吉4丁目5-3丸ビル4階 |
| たかはし一吉後援会 | 高橋一吉 | 高橋峰男 | 田川郡福智町金田1338 |
| 田中建一後援会 | 田中建一 | 有永克己 | 行橋市西宮市3丁目7-6 |
| 田中まこと後援会 | 田中康雄 | 田中富雄 | 筑紫野市大字隈249 |
| 田原むねのり後援会 | 田村義高 | 田原朋子 | 築上郡築上町大字越路1182-1 |
| タンポポ根っこワーク | 福田伸城 | 福田裕美子 | 福岡市博多区博多駅前4丁目36-31 |
| 友田敬而後援会 | 友田敬而 | 友田裕子 | 京都郡苅田町神田町1丁目5番地5 |
| とよなが主後援会 | 豊永主 | 浜洲哲治 | 糟屋郡須恵町大字須恵1079-4 |
| 中尾まちこ後援会 | 大城ユキエ | 平野幸枝 | みやま市山川町尾野600-2 |
| 中島富定後援会 | 中島富定 | 中島富定 | 八女市納楚369-8 |
| 仲野丈後援会 | 副田財 | 杉淳 | 遠賀郡遠賀町大字浅木671-3 |
| 仲野照明後援会 | 仲野照明 | 武内一臣 | 直方市大字永満寺2477-1 |
| 中原一男後援会 | 中原一男 | 江崎愛 | 大牟田市汐屋町4番地の19 |
| 西川よう子後援会 | 西川蓉子 | 末吉康幸 | 糟屋郡志免町南里3丁目10-32 |
| のがみ順子後援会 | 寺本貞夫 | 野上貞善 | 糟屋郡志免町片峰2丁目3-29 |

| | | | |
|-----------|---------|---------|-------------------|
| はまたけはばたけ会 | 濱 武 振 一 | 徳 田 博 之 | 筑紫野市むさしヶ丘1丁目14-10 |
| 樋口きんえい後援会 | 毛 利 繁 喜 | 山 科 英 雄 | 八女市山内465 |
| 藤石ゆたか後援会 | 藤 石 豊 | 藤 石 扶美代 | 糟屋郡須恵町大字須恵664-1 |
| 藤川マサキヨ後援会 | 藤 川 福 司 | 藤 川 直 紀 | 嘉穂郡桂川町大字土師1335番地 |
| 藤澤悟後援会 | 平 野 博 文 | 平 野 博 文 | 田川市大字伊田3771 |
| ふじもと正海後援会 | 辰 島 英 昭 | 藤 元 かなえ | 田川郡福智町金田60-1 |
| 堀田英雄後援会 | 堀 田 英 雄 | 下 川 正 己 | 中間市長津1丁目12-3 |
| 松島岩太後援会 | 松 島 岩 太 | 松 島 真由美 | 古賀市久保573-36 |
| 右田まさずみ後援会 | 右 田 正 純 | 右 田 正 純 | 久留米市田主丸町竹野292 |
| 森 昭 後 援 会 | 森 昭 | 黒 田 一 三 | 飯塚市有安1-44 |
| 山田博文後援会 | 山 田 美 枝 | 松 村 真 里 | 京都郡苅田町大字南原1505 |
| 大和海洋後援会 | 中 野 哲 三 | 大 和 洋 三 | 飯塚市吉北4216 |
| 吉住龍太郎後援会 | 吉 住 龍太郎 | 荻 原 英 夫 | 糟屋郡志免町志免中央3丁目2-10 |
| 吉田伸司後援会 | 吉 田 朝 生 | 北 野 和 紘 | 京都郡みやこ町勝山箕田268-6 |
| 力丸よしゆき後援会 | 力 丸 義 行 | 富 永 孝 行 | 太宰府市五条2丁目14-8-602 |
| 渡辺元喜後援会 | 丸 山 敏 | 中 島 正 治 | 八女郡広川町大字川上524 |

公安委員会

福岡県公安委員会規則第12号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成21年5月8日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県筑紫野警察署の部山口駐在所の項中「大字山口26番地5」を「大字山口27番地13」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。